

○財務省告示第二号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成三十一年四月一日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
令和元年五月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号	利付国庫債券（二年）（第三百九十九回）
二 発行の根拠の法律及びその条項	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第一百一号）第三条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項
三 振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四 発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札発行

七						ハ						ロ															
イ						イ						ロ															
払						払						払															
込						込						込															
金						金						金															
額						額						額															
行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国										
入	札	格	第	参	市	入	札	格	第	参	市	入	札	格	第	参	市										
札	格	第	参	市	場	札	格	第	参	市	場	札	格	第	参	市	場										
発	競	I	加	場	行	発	競	II	加	場	行	発	競	I	加	場	行										
八	三	一	一			で	た	条	特	七	い	に	関	凶	財	十	金	し	二	千	は	き	第	算	七	面	行
万	千	万	兆			二	利	第	一	億	て	基	す	る	政	万	額	た	条	五	、	発	分	百	金	し	
千	七	円	六			千	付	一	会	円	、	づ	る	た	運	円	六	付	第	百	額	行	、	十	で	利	
円	百		千			百	国	の	計	（	額	き	法	め	営		千	国	一	八	二	した	金	万	、	付	
	九		三			八	に	規	に	令	面	発	律	の	に		八	に	項	十	で	行	額	五	、	た	
	十		百			十	つ	定	関	和	金	行	第	公	必		百	つ	に	万	二	した	付	万	、	利	
	七		八			一	い	に	す	元	額	し	三	債	要		六	い	規	円	千	た	付	二	、	付	
	億		億			億	て	基	る	年	で	三	条	の	な		十	て	定	、	九	利	一	千	、	国	
	八		六			円	、	づ	法	度	三	利	第	発	財		億	は	に	千	十	付	項	百	、	債	
	千		千				額	き	律	予	千	国	一	行	源		六	、	基	七	七	国	項	七	、	に	
	八		五				面	発	第	算	百	債	の	の	の		億	額	づ	四	分	十	規	十	、	に	
	百		百				金	行	十	）	七	に	特	特	確		六	面	き	十六	）	十	例	十	、	に	
	六		二十				額	し	六	十	十	十	に	保	を		六	六	行	十六	十	十	を	十	、	額	
	十		十						六	十	十	十	を				六	六	十	十六	十	十		十	、	額	

十 三 二 初 期 利 子 利 率 入 札 発 行 価 格 争 争 ・ 第 II 非 者 別 参 加 者 債 市 場 特 特 行 及 び 国 争 争 争 入 札 発 行 非 格 格 競 競 者 ・ 第 I 者 特 参 加 者 国 債 市 場 入 札 発 行 価 格 争 争 発 行 行 日 		十 一 口 イ 十 一 	十 一 十 一 	九 振 替 単 位 振 替 単 位 	八 最 低 面 金 最 低 面 金 最 低 面 金
の銀額し令年 翌行を、和○ 営業休業支次の元・一 日にに。算十パーセン 支払たに月一ト うるし、算日を支 以下は、期した期 次そが金と		銭額銭額 三面以面 厘金上金 百そ百 円れ円 にぞに つれのき きの応百 百円募円 五価五 十格十 五 五	平す額の記振 成るの。整載法 三。数又は規 十倍は定に 一年の金録はよ 四月額に、る 一月に、振 日よ最低替 も額口 の面座 と金簿	五 万 円	二 千 二 百 九 十 三 億 六 千 百 三 十 九

十 十 十 十 十
九 八 七 六 五
四

払 者 入 払 元 償 償
込 者 札 場 利 還 還
期 参 所 金 還 還
日 加 支 額 限
子 以

平 財 日 額 令 を そ 払 毎 年 額 日 号
成 務 本 面 和 支 の 期 年 金 及 期 及
三 大 銀 金 三 払 日 の と 四 額 日 び
十 臣 行 額 年 う 。 以 し 月 につ 十五
一 か 百 四 前 各 一 いて 号
年 から 円 月 六 支 日 同 にお
四 通 につ き 月 払 及 じ て
月 知 を 百 間 に 期 び 十
一 受 千 属 にお 月 一
日 け 円 す いて 日
者 者 利 子

$$\text{額面金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

る 号
期 及
日 び
に 第
つ 十五
い 号
て にお
同 いて
じ 規定
。 す